

別紙 大学等連携共創支援事業に係るQ&A(令和8年9月16日現在)

No.	質問		回答
	ジャンル	内容	
1	補助対象事業	「教員及び学生が参画する」とあるが、課外活動での実施でも補助の対象となるか。	対象となりますが、大学の責任により実施してください。
2	補助対象事業	「教員及び学生が参画する」とあるが、参画人数に上限や下限はあるか。	上限はありません。下限は指導教職員1名および学生2名とします。
3	補助対象事業	「本県が抱える地域の社会課題」とは、県が指定する課題があるのか。	課題の指定はありません。
4	補助対象事業	「中小企業者・小規模企業者」に、商工会議所等の経済団体やNPO法人等は含まれるのか。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者(第2条第1項)と小規模企業者(第2条第5項)を指すため、含まれません。
5	補助対象事業	「中小企業者・小規模企業者と連携して実施する事業」とは、具体的にどのような事業を想定しているのか。	新商品の共同開発、大学の知見(デジタル技術、AI等)を活かした中小企業者等への支援 等
6	補助対象事業	これまでから中小企業者等と連携して実施してきた事業があるが、それは補助対象となるか。	令和8年度事業においては、既存事業も補助対象とします。
7	補助対象経費	旅費について制限はあるか。	大学の旅費規程に基づき合理的に算定された額としてください。また、学会参加・発表のための旅費は認められません。
8	申請	事業は何件採択するのか。	4～5件を予定しています。ただし、申請された補助総額を加味し、採択件数が増加する可能性があります。
9	申請	複数件申請したいと考えているが、どのように申請すればよいか。	一事業(補助上限200千円)ごとに、交付申請書一式(交付申請書、事業計画書、収支予算書および事業内容の詳細が分かる書類(必要に応じ))を提出してください。
10	申請	追加で補助対象事業を募集する場合、いつ頃となる予定か。	11月中を予定しています。
11	その他	事業完了後および後年度(卒業時)の「アンケート」とは具体的にどのようなものか。	学生のプライバシーに配慮した上で、中小企業者等への理解度、滋賀県への愛着等を測るアンケートを予定しています。